

民 生 環 境 協 議 会 協 議 事 項

日時	令和8年10月21日(水)
	午前10時
場所	第三委員会室

○ 所管事項の報告について

- 1 中小企業なりわい再建被災資産復旧事業補助金の3次募集について
- 2 指定居宅介護支援事業者の行政処分について
- 3 子育て相談AIチャットボット実証実験について
- 4 市民課窓口時間延長の終了について

中小企業なりわい再建被災資産復旧事業補助金の3次募集について

1 事業の趣旨

昨年12月に発生した青森県東方沖地震等により被災した中小企業者の早期の事業再建を図るため、県の支援を受けながら実施している中小企業なりわい再建被災資産復旧事業補助金について、補助対象者の範囲を拡充し、予算の範囲内で同補助金の3次募集を行うもの。

2 制度概要

項目	1次募集	2次募集	3次募集
対象となる地震	青森県東方沖地震(12月)	同左並びに三陸沖地震(4月)及び岩手県沖地震(6月)【拡充】	同左
補助対象者	事業用の施設又は設備に被害を受けた市内の中小企業者	同左	対象業種(農林水産、医療、社会福祉、私立学校)を営む中小企業者等【拡充】
補助対象経費	事業再開のために不可欠な事業用の施設又は設備の復旧に要する経費	同左	同左
補助率	3分の2	同左	同左
補助上限額	500万円	1,000万円【拡充】	同左
募集期間	2月27日～5月29日	8月7日～9月30日	10月30日～11月30日

※ 3次募集においても、これまで同様、従業員等の法人の規模等により中小企業者の要件を満たさず、補助の対象とならない場合がある。

3 予算額及び申請状況

予算額 838,000千円(うち県670,400千円、市167,600千円) ※9月補正後

申請額 約696,000千円(9月30日、2次募集終了時点)

残額 約142,000千円(//)

指定居宅介護支援事業者の行政処分について

1. 事業者名等

- | | |
|-----------|---------------------------------|
| (1)法人名 | 株式会社ミライフル |
| (2)代表者 | 代表取締役 張間 翔 |
| (3)事業所名 | ミライフルケアプランサービス八戸 |
| (4)サービス種類 | 居宅介護支援 |
| (5)所在地 | 八戸市日計四丁目 8 番 47 号オフィスアルタ 101 号室 |
| (6)指定年月日 | 平成 29 年 8 月 1 日 |

2. 行政処分

- | | |
|-------------|---|
| (1)処分内容 | 指定の取消し |
| (2)通知日 | 令和 8 年 10 月 20 日 |
| (3)指定取消日 | 令和 8 年 11 月 18 日 |
| (4)処分理由 | 不正請求・虚偽報告（介護保険法第 84 条第 1 項第 6 号及び第 7 号） |
| (5)不正請求の内容等 | |

①不正期間 令和 5 年 4 月～令和 8 年 3 月

②不正の事実

ア) 不正請求（運営基準減算）

ケアプラン作成に必要な一連の業務を行っていない、若しくは記録等を適切に行っていないにも関わらず、運営基準減算をせずに介護給付費を請求。

イ) 虚偽報告

監査期間中において、一部利用者の記録データを修正。

3. 市の対応状況等

- | | |
|-------------|--|
| (1)運営指導及び監査 | ①運営指導:令和 7 年 8 月 5 日（計画に基づき実施）
②監査:令和 7 年 8 月 6 日～令和 8 年 6 月 22 日 計 5 回 |
| (2)監査内容 | 全利用者記録データ収集、関係書類の確認、関係者からのヒアリング |

4. 事業者に対する経済上の措置

介護給付費の返還額及び方法について、現在事業者と協議中。なお、不正請求に該当する介護給付費は 100 分の 40 を乗じて得た額を加算して請求予定。

5. 今後の対応

現在、当該居宅介護支援事業所を利用している方については、別法人が運営する居宅介護支援事業所にサービスが引き継がれるよう指導するとともに、状況を確認していく。

子育て相談A Iチャットボット実証実験について

1. 概要

こどもファースト事業の更なる推進を図り、「安心してこどもを生み育てられる環境づくり」を進めるため、出産や子育てに不安や悩みを抱える方が、スマートフォン等で、時間を気にすることなく気軽に相談できる24時間対応のA Iチャットボットを導入することとし、令和9年度の本格運用に向けて、市民参加による実証実験を行うもの。

2. 利用対象 妊娠・出産・子育て（乳幼児）期の方

3. 導入イメージ

- 「市公式LINE」(①)及び「市ホームページ」(②)にアイコンを表示し、クリックすることでA Iチャットボット(③)が起動する。



4. 導入サービス

市公式 LINE の運用事業者が提供しているA Iチャットボットサービスを利用。

- 「入力された質問を生成A I が分析し、市ホームページや個別に登録した想定問答集データなどを基に、回答を自動生成する。(多言語対応)

5. 実証実験について

(1) 実施期間

令和8年10月21日～令和9年2月28日

(2) 実施方法

- ・ 本格運用を見据え、市民の皆様のご協力の下、実際にA Iチャットボットに質問していただき、その利用状況・回答状況について検証を行い、必要な追加データを登録するなど、回答の質の向上を目指す。
- ・ また、回答に対する評価（満足度）や満足度が低い場合の意見などを入力できるアンケート機能を設け、サービス改善に向けた参考とする。

市民課窓口時間延長の終了について

1 概要

市庁舎の開庁時間は17時までだが、市民課の証明書等交付窓口及びマイナンバーカード窓口は時間を延長し、18時まで受付している。

職員の時間外勤務と会計年度任用職員等の時差出勤により対応しているが、利用者数は低調であることから、歳入歳出改革プロジェクトの中の窓口・行政サービス提供体制の再構築の一つとして、令和9年1月末（1月29日(金)）までで窓口時間延長を終了するもの。

2 窓口時間延長終了の理由

- ・ 延長時間帯の利用は戸籍受付・証明書交付窓口で全体の1.9%、マイナンバーカード窓口で全体の3.4%となっており、1時間当たりの利用者数の比較でも、戸籍受付・証明書交付窓口では4.2人と他の時間帯の5分の1以下、マイナンバーカード窓口では8.8人と他の時間帯の3分の1以下と低いこと（参考1のとおり）
- ・ 中でも証明書交付業務は、住民票や印鑑証明書などコンビニで発行が可能な証明書の交付が交付件数全体のおよそ7割を占めており、また、それらの証明書ではコンビニ交付の利用率も年々増えてきていること（参考2のとおり）
- ・ 8時15分から17時の開庁時間帯に従事する職員の配置を増やすことが可能となり、利用者の待ち時間の短縮が期待できること
- ・ 正職員の時間外削減となり、時間外勤務手当の削減ができること

※ なお、土曜日の午前中に実施している休日開庁については、引き続き実施することとし、平日の利用が困難な利用者やコンビニに対応していない業務について対応する

参考1）時間帯別利用者数（平日242日、休日開庁含まない）

区 分		8:15～12:00(3.75h)	12:00～17:00(5h)	17:00～18:00
戸籍・住異動受付窓口 証明書交付窓口	時間帯別1日平均利用者数	97.8人	118.1人	4.2人
	1時間当たり平均利用者数	26.1人	23.6人	4.2人
	時間帯別利用率	44.4%	53.7%	1.9%
マイナンバーカード 窓口	時間帯別1日平均利用者数	115.2人	131.8人	8.8人
	1時間当たり平均利用者数	30.7人	26.4人	8.8人
	時間帯別利用率	45.1%	51.5%	3.4%

参考2）コンビニ交付の状況

①利用可能時間 毎日 6時30分～23時

②取得できる証明書 住民票の写し、印鑑登録証明書、戸籍全部(個人)事項証明書、戸籍の附票の写し

③証明書交付件数

交付場所	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
市民課・市民サービスセンター	166,933 件	159,405 件	147,515 件	138,757 件	120,728 件
コンビニ交付	16,588 件	24,250 件	37,143 件	41,686 件	47,046 件
全体	183,521 件	183,655 件	184,658 件	180,443 件	167,774 件
コンビニ交付の割合	9.0%	13.2%	20.1%	23.1%	28.0%